

事業承継問題検討小委員会における提言にあたって

中小企業の事業承継の円滑化は、事業の継続・発展を通じて地域経済の活力の維持や、雇用の確保等に資するものであり、我が国経済が発展する上で最も重要な課題の一つである。依然として廃業率が開業率を上回っている中で、年間 29 万社の廃業のうち、後継者不在によるものが 7 万社、それに伴う雇用の喪失が毎年 20 万～35 万に上ると推定されており、事業承継問題への対応は喫緊の課題である。このような観点から、これまで、経済産業部会及び中小企業調査会での検討を重ね、土地や自社株式に係る相続税の軽減措置を講じる等、累次の事業承継税制の拡充を行ってきた。また、今年度からは、事業承継に関する新規の予算措置や制度融資を創設する等、中小企業の事業承継円滑化に向けた取組を強化してきている。

しかしながら、事業承継における問題点は多種多様であり、残された検討課題が多いことも事実である。また、平成 19 年度の税制改正大綱においても、今後の検討事項として、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを、総合的に検討する必要がある旨が明記されたところである(以下参考参照)。

そのため、本年 2 月、自民党・経済産業部会に事業承継問題検討小委員会が設置された。検討開始以来、中小企業経営者、後継者、有識者、関係省庁、関係団体等からの意見聴取等を実施した。また、検討にあたっては、主要な論点を 事業承継税制、後継者問題等、相続法、の 3 点に整理し、それぞれの論点を詳細に検討するため、委員会の下に分科会を設置した。委員会・分科会を併せて、計 21 回にわたる議論を行った。

本委員会では、類例のない程、詳細かつ集中的に検討を行い、中小企業の事業承継円滑化を支援するための提言をとりまとめた。今回の提言は、近年増加している、敢えて株式公開を目指さずに着実に事業を行う中小企業を強力に後押しし、中小企業経営の新たな道筋を照らし出すこととなる。

今後は、我が党として、今回の提言の実現に向けて強力に取り組んでいくこととする。また、政府においても、早急に提言内容を具体化する施策を実施することが必要である。

<参考：平成 19 年度税制改正大綱(抜粋) - 検討事項 - >

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。

こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。